また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山口県山口市役所

○国土交通省告示第二百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇地内から同町大字丁ノ町字西宝形地内、同町大字大谷字東新田臺地内から同町大字笠田東字池尻地内、同町大字萩原字西尾地内から紀の川市粉河字別所谷地内及び同市藤井字川端地内から同市神領字大工地内）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇、字平ヶ峯、字東平ヶ段、字花谷山、字山堂、字菴ケ平、字七ツ池、字大將軍、字大將軍前、字森之本、字宮之浦、字城之下、字城山及び字上之畑、大字西飯降字筒井、字東本、字寺坂前及び字宮崎、大字妙寺字八幡前東、字八幡前西、字南山新田、字尾鼻及び字笹ヶ谷、大字丁ノ町字笹ヶ谷、字口大明、字山添、字岩ノ奥、字東平、字上ノ平、字西平、字西宝形、字芝脇及び字上ノ芝生、大字大谷字東新田臺、字上山及び字山ノ谷、大字佐野字東山、字菊井、字法田ヶ原、字宮ノ奥、字西谷及び字西山、大字広浦字谷田及び字西良谷、大字笠田東字白髭元、字池ノ瀬及び字池尻、大字萩原字西尾及び字陰ノ木、大字窪字口城尾、字狐谷及び字中尾並びに大字移字東山、字小堂谷、字狼尾、字廣浦、字山添、字中ノ段、字木ノ下及び字中川原地内

和歌山県紀の川市平野字佃原及び字佃西ノ段、名手下字宮ノ谷、字堂山及び字大城、切畑字川東、字川西、字東ノ尾及び字西ノ尾、野上字平山、字池尻、字八屋窪、字髙井、字畦尾及び字川添、上丹生谷字堀松、字谷尻、字東岡、字南岡及び字西岡、下丹生谷字上谷田、粉河字別所谷、藤井字川端、字尾ノ上、字大將軍、字若宮前、字墓之前及び字柳谷、中津川字東柳谷及び字西柳谷、北長田字宮ノ前、字勢房及び字古垣内、北志野字向田、字脇ノ田、字宮池尻及び字西ノ側、北勢田字山田、字野末、字尾尻、字神垣内、字西原及び字烏子川、重行字犬丸、字東中原、字西中原、字石原及び字馬場山、池田新字山添、東山田字東原並びに神領字東山、字花池及び字大工地内

２　使用の部分　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇、字花谷山、字山堂、字菴ケ平、字七ツ池、字大將軍、字大將軍前、字森之本、字宮之浦、字城之下、字城山及び字上之畑、大字西飯降字筒井、字東本、字寺坂前及び字宮崎、大字妙寺字八幡前東、字八幡前西、字南山新田、字尾鼻及び字笹ヶ谷、大字丁ノ町字笹ヶ谷、字口大明、字山添、字岩ノ奥、字東平、字上ノ平、字西平、字西宝形及び字芝脇、大字大谷字東新田臺、字上山及び字山ノ谷、大字佐野字東山、字菊井、字宮ノ奥、字西谷及び字西山、大字広浦字谷田、大字笠田東字白髭元及び字池尻、大字萩原字西尾及び字陰ノ木、大字窪字口城尾、字狐谷及び字中尾並びに大字移字東山、字小堂谷、字狼尾、字山添、字中ノ段、字木ノ下及び字中川原地内

和歌山県紀の川市平野字佃原及び字佃西ノ段、名手下字宮ノ谷、字堂山及び字大城、切畑字川東、字川西、字東ノ尾及び字西ノ尾、野上字平山、字池尻、字八屋窪、字髙井、字畦尾及び字川添、上丹生谷字堀松、字谷尻及び字東岡、藤井字川端、字尾ノ上、字大將軍、字若宮前、字墓之前及び字柳谷、中津川字東柳谷及び字西柳谷、北長田字宮ノ前、字勢房及び字古垣内、北志野字向田、字脇ノ田、字宮池尻及び字西ノ側、北勢田字山田、字野末、字尾尻、字神垣内、字西原及び字烏子川、重行字犬丸、字東中原、字西中原、字石原及び字馬場山、池田新字山添並びに神領字東山、字花池及び字大工地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県橋本市高野口町大野字平山口地内から紀の川市神領字西浦地内までの延長16.9㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道24号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、奈良市、橋本市等を経て、和歌山市に至る近畿圏の観光都市を結ぶ主要幹線道路である。

本路線が通過する地域のうち和歌山県北部地域は、平成16年７月に世界遺産に登録された高野山、県立自然公園紀仙郷内に位置し国宝根本大塔を擁する根来寺、桜の名所として知られる紀三井寺や豊臣秀吉の命により築城された和歌山城等の観光及び文化資源を豊富に有しているほか、果樹栽培が盛んな地域でもあり、四季を通じた農業体験観光など、多くの観光客が訪れている。

しかし、当該地域においては、主要幹線道路が本路線しかなく、各都市間の移動に多大な時間を要しており、自動車交通の高速化及び定時性の確保が強く求められているところである。

また、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、大半が幅員狭小の２車線の道路で、沿線には事業所、店舗、住宅等が連なっており、地域住民の日常的な通勤や店舗利用等を目的とした地域内交通と観光等を目的とした通過交通とがふくそうし、各所で慢性的な交通混雑が発生しているほか、交通事故も頻発するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、橋本市高野口町大野地内で20,149台／日、紀の川市永田地内で24,552台／日、混雑度はそれぞれ1.30、1.68となっている。

本件事業は、一般国道の自動車専用道路である「京奈和自動車道」の一部をなす道路であり、本件事業の完成により、順次整備中である京奈和自動車道の他の区間を介して、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪自動車道）等と接続することにより、当該地域において高速交通ネットワークが形成され、移動時間の短縮及び定時性の確保が図られることが認められる。また、現道が担っている通過交通を本件区